

指定申請書に添付する書類（第2条及び第15条関係）

添付する書類		留意事項
1	定款及び登記事項証明書	登記事項証明書は発行3ヵ月以内のもの
2	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表	申請日の前年度の財産目録と貸借対照表
3	申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(定期検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期検査及び計量証明検査業務に係る事項と他の業務に係る事項を区分したもの ・申請日の年度と翌年度の事業計画書と収支予算書
4	イ 役員又は事業主の氏名及び履歴、省令第2条の2に規定する構成員(以下「構成員」という。)のうち主たる者の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合	<ul style="list-style-type: none"> ・「役員又は事業主の氏名及び履歴」については登記事項証明書とする。 ・構成員名簿もしくは主たる者の氏名を10名記載する。
	ロ 定期検査の業務を行う特定計量器の種類	指定を受ける特定計量器の種類
	ハ 定期検査の業務を行う地域	指定を受ける地域
	ニ 1年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数	指定を受ける地域の検査対象特定計量器の個数以上に実施可能なこと
	ホ 定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別	<ul style="list-style-type: none"> ・器具、機械又は装置の保管場所を明示すること ・検査設備を借り入れる場合は、貸借契約書の写しを添付のこと(県から借り入れる場合は除く)
	ヘ 定期検査を実施する者の資格及び数	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>一般計量士が2名以上であること。</p> <p>一般計量士が1名である場合には、その他の者が国立研究開発法人産業技術総合研究所の短期計量教習以上を修了していること。また、短期計量教習以上を修了している者は、指定に係る実務経験が1年以上であること。</p> <p>これらを証する次の書面を添付のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般計量士：計量士登録証の写し ・その他の者：修了証の写しと 実務経験を証する書面 (別紙様式)

	ト 定期検査以外の業務を行っている場合にあっては、その業務の種類及び概要	定期検査以外の業務の種類
	チ 手数料の額	計量関係手数料条例(平成12年長崎県条例第20号)に定める額を記載すること
5	申請者が法第27条各号の規定に該当しないことを説明した書面	申請者が欠格事項に該当しない旨を証した書面
6	申請者が省令第2条の3各号の規定に適合することを説明した書面	申請者が適合要件の各号の規定に適合することを証した書面
7	その他	県が指示したもの

